質　問　回　答　書

業務／工事名【令和８～１０年度年度大熊町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事　（その４）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回 答
1	入札説明書	5 6	4　(5)	入札説明書P.５　４（5）において「本入札説明書に記載の工事において申請できる技術者は上限２名」と記載があります。また、入札説明書P.６　４（5）オにおいて「特定建設工事共同企業体も申請できる技術者は上限２名」と記載があります。特定建設工事共同企業体で申請する場合は、各構成員ごとに上限２名で申請できるという理解でよろしいでしょうか。それとも、共同企業体として２名が上限となりますでしょうか。ご教示願います。	入札説明書P6　4.(5)オに記載のとおり企業体として上限2名が可能で、各構成員ごとではありません。
2	入札説明書	4	4(4)ア	本工事の施工実績につきまして、「国又は福島県が発注した除染等工事」とあります。 「除染等工事共通仕様書（第14版）」1-1-2（17）に、除染等工事とは「放射性物質汚染対処特措法第2条第4項に規定する除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に係る作業」と定められていることから、「除去土壌等輸送工事」は施工実績として認められますか。	本工事の施工実績として、「除去土壌等輸送工事」は除きます。
3	入札説明書	4	4(4)イ	施工実績の要件として、当該施工実績が適切なものであることとあります。その条項の中で、『工事成績評定点が付与されていない工事の場合は、上記（イ）「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに、工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。』とありますが、県発注の除染工事で評価通知書が発行されていない工事につきましては、何の書類をもって指名停止を受けていないと証明すればよろしいでしょうか。	様式1に記載のとおり入札説明書4(競争参加資格)の条件をすべて満たしているものとして申請書を提出してください。
4	入札説明書	4	4(8)	入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。　ア 資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。（ア）　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）（以下、「会社法」という。）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。 という記載があります。 親会社と子会社が含まれるJV構成による入札参加は上記ケースに該当するのでしょうか。	親会社と子会社が同一のJV構成である場合は、４(８)のケースには該当しません。